

仕様書

NEDO イノベーション推進部

1. 件名

研究開発型スタートアップ支援事業／我が国の企業におけるオープンイノベーションの推進・普及に係る企画立案及び検討

2. 目的

我が国産業の中長期的な発展に向けて、国内産業の非連続イノベーションの創出による活性化及び競争力の強化を実現するためには、オープンイノベーションを真に根付かせることが重要とされ、産・学・官において様々な活動が実施されている。特に、非連続イノベーションの創出における研究開発型スタートアップの役割は重要であり、次々とスタートアップ企業が生まれてくる環境整備が必要なのは勿論のこと、そのような有望な研究開発型スタートアップ企業との連携は、イノベーション創出を目的としたオープンイノベーション活動の中核に位置付けられると言える。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）では、オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会（以下、「JOIC」という。）の事務局を務めている。JOIC はオープンイノベーションの機運醸成および推進に資する様々な情報提供や、研究開発型スタートアップ企業との連携事例の創出のための取り組みを通して、我が国産業のイノベーションの創出及び競争力の強化に寄与することを目的として活動している。

本調査では、オープンイノベーションの推進や研究開発型スタートアップの成長支援に資する様々な情報の調査と取りまとめを行い、JOIC 会員を中心に広く情報提供を行うと共に、具体的な連携事例の創出のための取り組みを行う。またそれらの活動を通して、我が国産業のイノベーション創出及び競争力強化に寄与するための課題の抽出を行う。

3. 内容

本調査では、以下の（1）から（3）に示す 3 項目の調査を実施する。

（1）イベント・シンポジウム等オープンイノベーション普及・促進方法に関する調査

オープンイノベーションにより具体的なビジネスを創出することを目的とし、JOIC が開催するイベント・シンポジウム等（NEDO ピッチ、他組織との連携ピッチ、政策情報の普及セミナー、シンポジウム等）の運営をオンラインとリアルの双方で行う（年 5 回程度開催）とともに、その成果（2021 年度までの実施分を含む）のフォローアップと周知・広報を行い、成功事例等の取材や分析等を実施する。

また、昨今は各地でオープンイノベーション促進に資するイベントが多数開催されている状況を踏まえ、これらの既存の取組とのネットワーク作りや関係構築を図る（関東圏以外を含めた地域での実施、他の支

援機関との連携、ウェブ情報発信、メールマガジンでの連携等）ことにより、JOIC 会員数の増加や、業界の幅を広げることに留意しながら実施すること。

(2) JOIC 参加企業へのインセンティブ付与に関する企画立案・調査等

JOIC を通じて企業間のオープンイノベーションを促進するためには、JOIC に参加するインセンティブを高めていく必要がある。このため、イベント等の実施の際に、JOIC 参加企業へのインセンティブの付与を企画立案・実行すること。当該取り組みを通じて、JOIC 参加企業の業種や地域等の多様化を実現し、マッチング機会の増加を目指す。

また、オープンイノベーションの実施を検討する企業にとって有益な情報を企画立案・調査・とりまとめを行い、JOIC の HP 内で提供すること。当該取り組みを通じて、企業内での意思決定を円滑化させ、新たなオープンイノベーションの事例を創出することを目指す。

(3) JOIC ホームページ、SNS の管理・運用等

本ホームページや SNS は、今回実施する(1)～(2)や今まで実施したコンテンツ並びに本委託とは別に実施される調査結果について、内向け、外向けに峻別することを含め、ユーザーにわかり易く、かつ効果的に情報発信を行うため、必要に応じ適宜改修する。なお、運用・更新作業は、NEDO が指定するコンテンツ運用システムを用いる。

また、SNS の管理・運用については、JOIC の広報ツールとして適切な手段かを比較・検討した上で広報戦略を企画立案すること。閲覧するターゲットに応じて効果的なコンテンツ内容を検討し、閲覧者数の増加や JOIC の他コンテンツへの流入量を増加させるような工夫を行うこと。

4. 調査期間

NEDO が指定する日から 2023 年 3 月 31 日まで

5. 予算額

2,000 万円未満

6. 報告書

2022 年度度終了時には、調査報告書を所定の期日までに提出すること

提出方法：NEDO プロジェクトマネジメントシステムを用いて提出すること。

記載内容：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って作成の上、提出すること。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

7. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

8. その他

本仕様書に定めなき事項については、NEDO と実施事業者が協議の上で決定するものとする。

以 上